管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040010	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成業務」の明確化	行政書士法第１条の３第２号	○行政書士法（昭和二十六年法律第四号） 第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一　略 二　前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三　略	行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行えることを有権解釈その他の方法で明確化する。	行政書士は2001年以前から事件性の有無にかかわらず内容証明郵便作成業務を行っていた。「事件性がある法律事務であっても、依頼者の口授どおりに作成するような場合、あるいは依頼者が示した文面と全く同じに作成するよう依頼された場合は、行政書士の業務として処理できることはいうまでもない。」（地方自治制度研究会「改訂新版　詳解行政書士法」30頁・2005年）とある。 2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号の「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人としての内容証明郵便作成業務を行えるようになった。 2003年成立の改正弁護士法第72条に「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とあり、「他の法律」に各士業法（行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法）が該当し、各士業法との調整が行われ、各士業が各士業法に基づいて行なう活動は弁護士法第72条の規制の対象外になった。 ところが、行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行うことができるのか、国民にはわかりにくいため、有権解釈その他の方法で明確化していただきたい。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないとしている。 当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないとしている。 当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。	—	—	1025001-0	個人	香川県	総務省 法務省
040020	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	行政書士法第１条の３第２号	○行政書士法（昭和二十六年法律第四号） 第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一　略 二　前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三　略	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは契約の締結の代理若しくは契約を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規定する。	国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。 平成13年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。」（総務省行政課ニ瓶補佐「行政書士法の一部改正について」地方自治646号9頁・2001年）とある。 行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」は弁護士法第72条の規制対象外である。 法務省は、弁護士法第72条本文の「その他一般の法律事件」については本事件性必要説を相当とし、契約関係事務に関し、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話し合いや法的問題点の検討は「事件性」なしと、弁護士法第72条の規制対象外としている（ クレハ一了企業部の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について」平成15年12月8日　法曹制度検討会　配布資料）。 平成12年成立の改正弁護士法第4条第3項に弁護士の「紛争性のない契約代理業務」が規定されたが、特許庁の有権解釈として「紛争性のない契約代理業務については、特段の規制の必要性がない限り、営業の自由に属し、弁護士法第72条の規制対象外である。」（特許庁総務部総務課「改訂新版　条解弁理士法」73頁・2005年）とある。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めている。 当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているが、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りとしている。 当該提案の実現については弁護士法に関わるところであり、弁護士法に基づき判断されるべきものである。	—	—	1025020	個人	香川県	総務省 法務省
040030	行政書士への行政不服審査代理権の付与	行政書士法第１条の３第１号	○行政書士法（昭和二十六年法律第四号） 第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一　前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。 二　略 三　略	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。	行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理、行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述手続代理」を行う行政手続の専門家であり、国民と行政との橋渡しの役割を担っている。 ところが、行政不服申立てに関しては、不服申立書等作成は、現行法上、行政書士業務とされているが、手続代理は弁護士法第72条の規制により行うことができず、国民の権利擁護や利便性に問題が生じている現状は妥当とすべきものである。 行政書士以外の隣接法律専門職種（司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士）は、その登用試験科目に行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、すでに一定の行政不服審査手続代理が認められている。 一方、行政書士試験科目には行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な法律知識・専門的能力が備わっているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは甚だ遺憾なことである。 申請から一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行法上の不服申立書等作成にとどまらず、引き続いて行政不服審査手続代理を行うことで、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の権利擁護や利便性の向上が図られることとなる。	—	—	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）において、「行政書士の業務に対する実績等を注視し、行政不服審査を行うことが制限されていることの必要性や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門能力の確保を図りつつ、関係機関とも連携を図り、行政書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討する」ことと されたところである。現在、行政不服審査法の改革など行政救済制度の在り方を検討するため、総務大臣と内閣府特命担当大臣（行政刷新）を共同座長とし、政務三役等及び有識者で構成する「行政救済制度検討チーム」が開催されており、代理人の範囲をさらに拡大することなどについて検討がなされる予定である。	—	—	1025030	個人	香川県	総務省 法務省
040040	「弁理士過疎地域」における「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	行政書士法第１条の２	○行政書士法（昭和二十六年法律第四号） （業務） 第一条の二　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をあつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。 ２　行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	「弁理士過疎地域」における知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」（意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。）を行えるようにする。	弁理士は商標権の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、四国地方のような弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。 行政書士は、登録商標の譲渡や使用許諾等において、商標権の移転・使用権設定登録、譲渡・使用許諾契約書の作成等を行っており、登録商標の管理・活用を担う法律専門家である。ところが、商標登録出願は弁理士法の規制があるために、行政書士は行うことができず、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」までの一貫した法律サービスが提供できない。 商標とは（文字・図形・記号等）のことで、商標登録出願は定型的なものであり、難しいものではない。 知的財産管理技能士となるための知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化（意見書、補正書、不服審判等を含む。）があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」（意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。）を行う能力が担保されている。 知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」を行うことで、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」まで一貫して行うことができるようになり、企業の利便性が向上し、地域が活性化する。	—	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することなどを行政書士の業として定めているものの、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないとしている。 当該提案の実現については弁理士法に関わるところであり、弁理士法に基づき判断されるべきものである。	—	—	1025040	個人	香川県	総務省 経済産業省
040050	電子地域通貨	地方自治法第２３１条の２ 地方自治法第２３２条の６	◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （証紙による収入の方法等） 第二百三十一条の二　普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。 ２　証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。 ３　証紙による収入の方法によるものを除く ほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。 ４　前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は市場価額に照ら し、支払の確実もしくは確実に近い場合において、支払の拒絶があつたとき は、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。 ５　証紙による収入の方法によるものを除く ほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立てならびその取り立てた金額による納付の委託を受けることができる。 ６　普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。 ７　前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。 （小切手の振出し及び公金振替書の交付） 第二百三十二条の六　第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。 ２　前項の金融機関は、会計管理者の誤り出したる切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。	○自治体の歳入歳出について地域通貨による取り扱いを認めていただきたい。 地域通貨を地方自治法上の証紙並びに証券とみなし、地方税、分担金、使用料、手数料の徴収に利用させていただきたい。また地域通貨によるコンビニ納付などを認めていただくとともに、区自らがあたかも第三者であるかのように地域通貨によって地方税等を徴収することを認めていただきたい。さらに歳出に関し、断札や報酬その他の支出について、小切手の振出しや公金振替書の交付にかえて地域通貨で取り扱うことを認めていただきたい。	区が発行主体となって地域通貨を発行。区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。 また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほか行政サービスなどを搭載することで行財政改革をも実現していく。	C	—	・地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に関して現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の確実性が類型的に高いと考えられる現金と同視しうるものに限って歳入の納付手段として規定しているところ。 ・貴団体のご要望にある地域通貨については、現行法上、現金以外の納付手段として認められている証券と同等の支払い確実性を有するものと言えないと考える。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	総務省回答の現金以外の納付手段としての確実性について（意見）。本区電子地域通貨事業は、商品券事業や区からの補助金・謝礼金等を電子化する事業です。支払いに当てる資金は、区支出金のほか商品券購入代金であり、前払い方式により資金管理が行なわれること。また杉並区が事業主体・通貨発行者となり、民間事業者の協力を得て実施します。すでに地方公共団体への納付方法については、指定代理納付者（第三者納付の立替払い）による制度拡大が実現されています。事業主体の加入、前払い式の資金流通で、支払いの確実性は担保されています。	C	—	すでにご回答させていただいているとおり、ご提案の地域通貨については、現行法上、現金と同視しうるものとして認められている証券と同等の支払い確実性を有するものと言えないと考える。 なお、ご提案の事業について詳細を検知していないが、個に貴区が「ポイント」を提示した者に対して、そのポイント相当分について使用料等の減免を行うことを規制されているのであれば、地方自治法第２２８条第１項の規定に基づき使用料等に関する事項を定めた条例における使用料等の減免に関する規定を定めることが必要になるものと考えている。 一方、地方税法上の減免は、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような、担税力の薄弱な者等につき、税負担の軽減・免除を行うための措置として設けられているものである。	—	—	1026100	個人	杉並区	東京都	総務省
040060	電子地域通貨	地方自治法第２３５条の４	◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （現金及び有価証券の保管） 第二百三十五条の四　普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。 ２　債権の担保として保管するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。 ３　法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子をつけない。	○地域通貨を流通させるにあたり残かり金処理を行うため、地方自治法によりは律又は政令の規定によるのでなければ保管することができないとされている現金又は有価証券（入札保証金、職員の給与に係る源泉所得税等）として地域通貨と換金された現金を認めていただきたい。	区が発行主体となって地域通貨を発行。区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。 また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほか行政サービスなどを搭載することで行財政改革をも実現していく。	C	—	・地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められない。 ・また、地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定めることは、その現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失することから認められない。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本区電子地域通貨事業は商品券事業や区からの補助金・謝礼金等を電子化する事業です。支払いに当てる資金は、区支出金のほか商品券購入代金であり、前払い方式により杉並区が事業主体・通貨発行者となり、民間事業者の協力を得て資金管理を行います。企業会計では強かり金や引当金勘定で処理されるものを、官庁会計には相当する会計科目がないために歳入歳出外現金として処理しようとするもので、資金決済法に定める供託金に代わるものと考えます。また本事業の実現にあたり区決とは異なる会計処理が必要なことから特区として申請を行っており、公金の取り扱いに関する種種の制度との均衡を失することにはならないと考えます。	C	—	歳計外現金の保管制度は、地方公共団体が責任をもって当該地方公共団体の所有に属さない現金の保管に当たる趣旨から、保管できるものを限定して規定している。 会計予算主義の原則の下、法定の財務諸手続の中で予算上の統制をもってなされることが基本であることから、歳計外現金を個別の団体における施策の便宜上の取扱いから個々の事例に応じて拡大することは想定していない。	—	—	1026200	個人	杉並区	東京都	総務省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040070	歳計外現金の取扱いの拡大	地方自治法第２３５条の４第２項 地方自治法施行令１６８条の７	◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （現金及び有価証券の保管） 第二百三十五条の四　普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。 ２　現種の部保として保するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。 ３　法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。 ◆地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）（抄） （歳入歳出外現金及び保管有価証券） 第百六十八条の七　会計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券で政務条令で定めるものを保管することができる。 ２　会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができない。 ３　前項に定めるもののほか、歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行なわなければならない。	官民が共同して実施する収益事業について、配分前の収入を歳計外現金として一時保管し、配分見定後に会計予算に収入とすることを可能にする。	本市中心市街地活性化区域内の集客向上のため、民間事業者との協働で市営駐車場と民間駐車場の共通回数券を発行し、利用者の利便性向上を図っている。その収入は毎月末の各駐車場利用実績により、民間と市に配分するので、配分前の収入は歳計外現金として一時保管し、確定後に駐車場会計予算へ収入とする取扱いとするために特区申請を する。この明確な料金管理を可能にする事により、民間事業者との協働事業において円滑に事業の拡大を進め、今後、市営の博物館と民間の映画館との共通利用券の販売事業などを展開していきたい。また、歳計予算に他の収入が歳入出されないので、実質的な経営状況が把握でき、適正な監理ができる。	C	—	・地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められない。 ・また、地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定めることは、その現金の亡失等にかかる職員の賠償責任等、現行規定に基づく公金の取扱に関する種々の制度との均衡を失することから認められない。	各提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	—	回答には「無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にする」とありますが、今回提案した歳計外現金の取扱いは無制限ではなく、官民の共同事業による収入に限るものです。また、「地方公共団体が任意に保管可能な現金の範囲を定める」とありますが、今回の提案のように共同事業に限って、歳計外現金の範囲として認定していただくことで「任意」ではないと考えます。 また、歳計外現金の保管に際しては、現行の出納システムでも入金時には、入金日ごと、請日ごとに収かに入金を確認しており、出金時には、対象となる金額のみを出金しているため、責任の所在が不明確になることはありません。 また、出納システム上、入出金の管理が徹底しており、毎月実施している出納整表で、歳計外現金の現状監査を行っていますので、現金の亡失等はないと考えます。今回提案している歳計外現金はあくまでも一時預かり金ですので、毎月の実績に基づく保分結果により、歳計現金への取扱いを実施することで清算を行います。 上記のことを踏まえ、官民共同事業に限定した歳計外現金の範囲の拡大について再検討願います。	C	—	歳計外現金の保管制度は、地方公共団体が責任をもって当該地方公共団体の所有に属さない現金の保管に当たる趣旨から、保管できるものを限定して規定している。 総計予算主義の原則の下、法定の財務諸手続の中で予算上の統制をもってなされることが基本であることから、歳計外現金を個別の団体における施策の特定上の取扱いから個々の事例に応じて拡大することは想定していない。	1 0 2 7 0 0 1 0	藤枝市	静岡県	総務省
040080	地方独立行政法人法における、公立大学法人の業務範囲の拡大	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条 第２号及び第70条	公立大学法人においては、地方独立行政法人法第７０条の規定により、その業務が大学及び高等専門学校の設置及び管理のみに制限されている。	公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条および第70条により、その業務が大学及び高等専門学校の設置及び管理のみに制限されており、また、業務上の余裕金の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるために、地方自治法第1条においても公益性が認められ、総務大臣ならびに文部科学大臣の認可を得た場合にあっては、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。	実施内容：大阪市で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗疲労・癒し、健康科学研究を中心とした施設運営を計画している。ここでの活動内容は、本学が持つ知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携による新ビジネス構築とその発展であり、産学官連携研究拠点としての共同研究、受託研究、受託事業等の受注活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗疲労・癒し、健康科学研究に関する技術（たとえば疲労検診技術、健康関連商品等）を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。 提案理由：上記のナレッジキャピタルでの活動は産業界等との連携の場となる。そのための本学が持つ知識、研究成果を、市民を含め産業界へ積極的に還元し、産学官連携構想のもと、その成果の活用を進める必要がある。しかしながら公立大学法人は地方独立行政法人法第43条および70条により、その業務が制限されており、たとえば本学の技術に関する成果を活用する事業を速度することはもちろん、その事業への出資が認められていない。大学等における産官学連携活動並びに自立促進が叫ばれているなか、大学の研究成果を用いた外部資金獲得は重要な課題であり、当該大学の研究成果を活用することを目的として設立された事業体へ出資することは、より効率的かつ効果的な活動支援が期待できる。すでに欧米諸国においてベンチャー企業の創出が盛んに行われ、また、国立大学、私立大学が大学運営以外に一定の制限のもとで事業出資が行われているなか、公立大学法人においても地方自治体の求める事業に関して出資できることが、大学自立ならびに地方貢献の面からも重要である。	C	I	公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それにより特段の支障が生じるとは考えていない。 ただし、上記を踏まえてなお必要があれば、提案主体より出資財源、出資先及び大学内の手続きその他の事項について詳細を御説明いただいたとて、再度検討することとしたい。 なお、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第43条の規定は、余剰金の運用、つまり、資金の管理について定めたもの（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に同様の規定がある。）であり、出資の是非と直接の関連はないものと考えられる。	C	I	公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それにより特段の支障が生じるとは考えていない。 ただし、上記を踏まえてなお必要があれば、提案主体より出資財源、出資先及び大学内の手続きその他の事項について詳細を御説明いただいたとて、再度検討することとしたい。 なお、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第43条の規定は、余剰金の運用、つまり、資金の管理について定めたもの（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に同様の規定がある。）であり、出資の是非と直接の関連はないものと考えられる。	C	I	1 0 0 3 4 0 0 1 0	公立大学法人大阪市立大学	大阪府	総務省 文部科学省
040090	市町村合併に伴う流域下水道にかかる下水道法の要件緩和～豊全な水環境の形成～	下水道法第2条4項、第36条3項 市町村の合併の特例に関する法律第20条1項、2項	合併特例法においては、流域下水道を管理している都道府県と合併関係市町村との協議が成立したときは、合併年度及びこれに続く１０年度の範囲内で引き続き合併関係市町村の区域内の下水道を流域下水道とみなして下水道法等の流域下水道に係る規定を適用できることとしている。	現行法で規定されている流域下水道の定義は、ニ以上の市町村の区域における下水を排除するものとされているが、当該都道府県の上水道水源地として開発され、開発的な内水面域の水質保全を目的として設立提可されたものであり、かつ、合併市町村の行政区域がその水源地の一の集水域であり、その汚水を高度に排除しなければならない場合には、市町村合併により一の市町村の区域における下水を排除することとなっても、引き続き、現行法に規定する流域下水道とする。	宇陀市は、奈良県東部山間中央の小盆地に位置し、中央部には昭和40年に多目的ダムとして完成した室生ダムを有し、奈良県営水道が用水供給する7市8町1村の水源地となっている。宇陀川の水質は、当時異臭問題が発生したことから問題視され、地域開発への影響等が深刻となって宇陀川流域下水道事業が計画された。しかし、当時の流域下水道事業の採択基準において、人口が3万人強では流域下水道としては成り立たなかったが、都市用水の供給量が10万トンに上とおり但し書きにより採択に至った経緯から、県の他流域下水道よりも高度な汚水処理を導入し昭和62年度から供用開始している。宇陀市は、宇陀川流域下水道の処理区域で唯一ニ市にまたがり加わる市町村合併により10年間の猶予期間がみられている。しかし、この猶予期間は制度面及び時間的な激変緩和措置であり、期間満了後は通常の公共下水道になるという単に汚水処理する観点だけのものであり、宇陀川流域下水道事業の採択における但し書きの条件である都市用水供給という点については未だ流域下水道事業として存続していくものと考える。宇陀川流域下水道事業は、健全な水循環型社会の創出には欠かせない存在であり、また住民が安全で安心な水を飲むためには、三重県、京都府を通り木津川から淀川となって大阪湾へと流れる宇陀川流域の統合的水管理も担わなければならないことから、県の責務として流域下水道を運営しなければならない提議する。なお、現行法ではニ以上の市町村が受益する場合は県が公共下水道の管理者となる規定はあるが、水循環型社会の創出という大きな見地では単なる受益ということは次元が異なると考える。	—	—	管理コード120050において、国土交通省が本提案に対し、事務委託の方法により現行地方自治法で対応可能である旨回答しているが、総務省としての見解を示されたい。	—	—	地方自治法第252条の14の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経て行われる協議により規約を定め、事務を委託することは可能である。	—	—	1 0 3 8 0 0 1 0	宇陀市	奈良県	総務省 国土交通省
040100	ポイントカード事業における税等の支払いの代行	地方自治法第２３１条の２ 地方自治法施行令第１５７条の２	◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （証紙による収入の方法等） 第二百三十一条の二　普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。 ２　証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。 ３　証紙による収入の方法によるその全部く法か、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。 ４　前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の請求をした場合において、支払の請求をしたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の取扱に関し必要な事項は、政令で定める。 ５　証紙による収入の方法によるその全部く法か、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立又は取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。 ６　普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付きする政令で定める証券その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該歳入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。 ７　前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。 ◆地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）（抄） （指定代理納付者による歳入の納付） 第百五十七条の２　地方自治法第二百三十一条の二第六項（に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 一　地方自治法第二百三十一条の二第六項（の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財政的基盤を有すること。 二　その入的信用等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。 ２　地方自治法第二百三十一条の二第六項（に規定する政令で定める証券その他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは役務を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号とする。	一定の要件を満たすポイントカード事業者が、消了となったポイントカードを対価として、本来納入義務者が支払うべき税等について、納入義務者の代わりに地方公共団体へ現金で納付することを可能にする。	ポイントカードに付加価値を付けることにより、地域経済の振興に貢献することを目的とする。 実施内容： 草加市商店連合事業協同組合が実施している「市内共通ポイントカード事業」によって発行されているポイントカードが消了となった場合、納税や各種行政サービスに対して、当該カード（1枚50円）の使用を可能にする。 なお、市民が市役所窓口へ持参した当該カードは現金として取扱うのではなく、後日、当該カード使用相当分の代金を同組合から草加市へ納付する手法により取扱うものとする。 提案理由： 近隣市町における大規模商業地区の開発等に伴い、市内に古くから ある商店街の活性化が課題となっている。平成21年度から、同団体がポイントカードの発行を行い、地域経済の活性化に取り組んでいるが、当該カードに付加価値を付けることによって地域経済の更なる活性化を図るとともに、税等の支払い方法の多様化による納付の推進を期待するものである。 なお、第三者納付としての立替払型によるクレジットカード納付が認められおり、本提案も類似手法のひとつとして前向きに検討をお願いしたい。 代替措置： ポイントカード事業者からの納付不能が生じないよう、担保を確保する。	C	—	・現行法においては、地方公共団体の歳入の収入は、調定により決定された収入金額を確実に徴収する観点から、現金による納付が原則とされており、それ以外の納付については、現金と同視しうるもの、つまり、即時換金性が認められる条件を満たすものについて、例外として認められているにとどまる。具体的には、証券等による納付が認められているところ。なお、現金と同視しうるか否かの判断は、地方公共団体の裁量判断によるものではなく、客観的なものでなければならない。 ・負団体の「ポイントカード」については、現金と同視しうるものとして現行法上認められている小切手、地方債、国債等の証券とは異なり、上記要件を満たすものではないものと考える。	右提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。 なお、回答にあたっては、第９次提案に対する貴省回答を踏まえ、本提案の可否について具体的に示されたい。	C	—	平成１８年度第９次提案の「地方公共団体収入のポイントカード決済」（管理コード０４２００２０）に対し、貴省は「第三者が納入義務者の債務を引き受け、口座振替により地方公共団体の歳入の収入を納付する場合においては、現行制度で対応可能と考えられる。」と回答されている。 この提案は、自治体が専用端末に納入義務者の所持するポイントカードのポイントを換点、集めたポイントを基に ポイントカード事業者へ請求することによって、当該事業者から換点又は口座振替による第三者納付を受けようとするものである。 本市の提案においては、専用端末によるポイント収集ではなく、ポイントカードそのものを集め、それを基にポイントカード事業者へ請求することにより、当該事業者から換点又は口座振替による第三者納付を受けようとするものであり、前述の提案と類似するものと考えている。 また、本市の提案はポイントカードを現金と同視し得るものとして認めていただくものではないことから、再度ご検討願いたい。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	—	平成１８年度第９次提案に対しての回答は、納入義務者の債務を引き受けた第三者が、現行制度と認められている「口座振替」により納付することは可能であることを示したものである。 ご提案の内容が、地方自治法第２３１条の２第６項に規定するクレジットカード納付と同様のものと認められるためには、ご提案のポイントカードが特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証票その他の物又は番号、記号その他の符号である ことの要件を満たすかについて検討する必要がある（地方自治法施行令第１５７条の２第２項）。 また、ご提案では、「草加市商店連合事業協同組合」が地方自治法第２３１条の２第６項に規定する「指定代理納付者」たる地位にあるとされており、当該指定代理納付者の要件は、地方自治法施行令第１５７条の２第１項の規定により、（1)納入義務者に代わって歳入を納付する事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること、(2)その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有することを満たすこととされていることから、「草加市商店連合事業協同組合」がこの要件を満たすかについても併せて検討する必要がある。	草加市商店連合事業協同組合が、地方自治法施行令第１５７条の２第１項（指定代理納付者による歳入の納付）に該当するものであり、かつ、同組合が実施するポイントカードの同施行令第１５７条の２第２項に該当し、同組合がロ座振替による第三者納付を行うということであれば、現行法で対応可能ということか。再度ご回答願いたい。	C	—	ご提案の「草加市商店連合事業協同組合」が地方自治法施行令第１５７条の２第１項（指定代理納付者による歳入の納付）に該当するか、また、「ポイントカード」が同項に規定する証票その他の物又は番号、記号その他の符号に該当するかについては、既に回答している地方自治法施行令第１５７条の２に規定する要件該当性も含め、貴団体の責任において判断する必要があるものである。 なお、指定代理納付者は地方自治法施行令第１５５条の規定により、口座振替の方法により歳入を納付することができないことに留意する必要がある。	1 0 3 9 2 0 0	草加市	埼玉県	総務省
040110	一般廃棄物処理業務委託に伴う長年度契約に関する規制の緩和	地方自治法第２３４条の３ 地方自治法施行令第１６７条の１７	◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） （長期継続契約） 第二百三十四条の三　普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度における これらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。 ◆地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）（抄） （長期継続契約を締結することができる契約） 第百六十七条の十七　地方自治法第二百三十四条の三 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。	民間企業に特定の廃棄資源の継続的な搬出、保管および活用（以下「保管活用」という。）を委託する場合には、その契約を長期継続契約の対象とする。	一般廃棄物処理場から排出される焼却残渣に中間処理を施した物の保管活用を民間企業に委託する場合に、地方自治体が条例で規定することにより長期継続契約を可能とする。なお、この契約は、一般廃棄物処理場から物性別の場所に選び出して保管活用するものであり、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものである。	E	—	ご提案の地方公共団体と貴社との契約の内容について詳細は不明であるが、長期継続契約は、諸魚の議決を要する予算としての債務負担行為の例外として規定されるものであり、その対象は、明文で規定されているもののほか、地方自治法施行令第167条の17の規定により「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされ、地方公共団体の実情にあった運用が可能とされている。 したがって、ご提案の契約が上記の要件に該当するものであれば、地方公共団体の判断により、運用することは可能である。	E	—	ご提案の地方公共団体と貴社との契約の内容について詳細は不明であるが、長期継続契約は、諸魚の議決を要する予算としての債務負担行為の例外として規定されるものであり、その対象は、明文で規定されているもののほか、地方自治法施行令第167条の17の規定により「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされ、地方公共団体の実情にあった運用が可能とされている。 したがって、ご提案の契約が上記の要件に該当するものであれば、地方公共団体の判断により、運用することは可能である。	E	—	1 0 4 7 0 0 2 0	株式会社日本環境カンシウム研究所	神奈川県	総務省
040120	投票所の要件の緩和	公職選挙法第３９、４０条	○投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとされている。（公職選挙法第３９条） ○投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。（同法第４０条第１項）	現行法で規定されている投票所について、投票所の開閉時間の制限を緩和し、投票所が投票区内を移動して投票することを可能とする。	複数の投票区内を投票所が移動して投票することにより、投票所数の削減が可能となり、選挙経費の削減が見込まれる。 また、投票所が近くなることにより、高齢者も投票しやすくなり、投票率の向上が図られる。 提案理由： 中山間地域においては、過疎化・高齢化が進行し、50人未満の有権者数の投票所が増加しており、選挙事務の効率が悪くなっている。選挙事務の効率化のためには、投票所の再編が必要となってくる。 しかしながら、投票所を再編すれば廃止する投票所の有権者は、新しい投票所までの距離が遠くなり、交通手段を持たない高齢者は投票を棄権する者が増加し、投票率が低下する。 このため、各投票区内に移動投票所を設定すれば、投票所経費の削減が図られ、投票率の向上にもつながる。	C	I	複数の投票区内を投票所が移動し、各所における投票を認めることについては、 ・対象者が多数にのぼる場合などにすべての対象者を巡回することが可能かどうか ・事故など何らかの事情により一部の対象者について巡回できなかった場合はどうするか などの問題があり、選挙の公正確保との調和の観点から、国会においても十分な議論が必要である。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	移動投票所は、廃止した投票所など数箇所を巡回して投票するものであり、有権者が多数になっても対応は可能である。また、事故など何らかの事情により一部の投票所を巡回できなかった場合には、予備の巡回車を使用することのみで選挙の公正が十分に確保されているといってよいのではないか。	ご意見をいただいた点については、 ・各巡回地点においては十分な投票時間の確保が必要となることから、対象者が多数にのぼる場合は、選挙日当日にすべての対象箇所を巡回することは可能だろうか ・事故など何らかの事情により一部の対象者について巡回できない場合は、予備の巡回車等を使用することのみで選挙の公正が十分に確保されているといってよいのではないか 等の問題がある。 以上の点も含め、ご提案の実施内容については、何らかの事情により当初の予定どおりに巡回できないこと、事故等により投開票が投票所に届けられる可能性が著し高まることなどを想定せざるを得ず、現在の選挙制度との比較において、選挙の公正の確保と投票機会の確保との調和の観点から、国会においても十分な議論が必要である。 なお、現行制度においても、中山間地域の高齢者などの投票機会の確保に資するよう、事前に時間・場所を明確にして期日前投票所を設けることが可能である。	C	I	1 0 5 7 0 0 1 0	三次市選挙管理委員会	広島県	総務省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答等	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040130	自治体による「救急業務」の実施	消防法施行令第44条	救急隊員は、以下の要件のいずれかに該当する消防職員に限られており、消防職員以外は救急隊員となることはできない。 ① 救急業務に関する総務省令に定める一定の講習を修了した者 ② 救急業務に関し、①と同等以上の学識経験を有する者として総務省令に定める者	消防の「救急隊員」に限定されている「救急業務」の応急処置を人口が少なく広い面積を抱える山間部の過疎地域の町が実施する時間外の救急業務に限る。ただし、消防法施行令第44条3項第1号の講習の受講については従前どおり。）も可能とする。	実施内容: 那賀町の未常備消防区域内に限って、傷病者を搬送する「救急業務」を実施する隊員として、「救急隊員」たる「町職員」（ただし、「救急隊員」に課した「応急処置」が可能となるよう、技術取得のための研修や実習を、身近な消防学校や消防本部で受講した者「準救急隊員（仮称）」）で構成する「準救急隊（仮称）」を傷病者搬送に従事させ、「救急業務」を実施する。 具体的措置: 「救急隊」による「救急業務」は「消防職員」と限定されている。この「消防職員」を特区内においては「地方公務員（地方公務員法第4条の地方公務員）に限る。ただし、消防法施行令第44条3項第1号の講習の受講については従前どおり。）」も可能とする。	C	—	消防法に基づく救急業務は、国民の生命・身体や災害、事故等から守り、国民の安心・安全を確保する業務であるため、消防職員を構成員とした階級制度等に基づいた適切な指揮統率による組織としての活動を行うことにおいており、また、救急業務の質の担保のために、救急隊員の資格を得る際に別任教育や救急隊員としての高度な教育訓練を受けるのみならず、「救急隊員の教育訓練の実施、強化について」（昭和60年消防教第32号）等に基づき、日常の訓練及び再教育により救急隊員の資質を維持向上することにしている。また、メデカルコントロール体制の下、医学的見地から救急業務の質の担保を行うことにしているところである。 今回の提案は、経験や資格、技術取得のための研修や実習の受講のみを条件として「救急業務」の応急処置を現行の救急隊員以外の地方公務員に認めるものであるが、提案内容からは、「準救急隊（仮称）」の活動が、上記の指揮監督による組織としての活動や、その「応急処置」の水準を日常の訓練、再教育及びメデカルコントロール体制の下でどのように確保するかが必ずしも明らかではないため、消防法に基づく救急業務と同水準を担保できるかが判断出来ず、今回の提案の内容からは特段として可能とはいえない。 なお、「救急隊員」経験者及び「救急救命士」資格の保有者については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第40号）に基づく任期付採用を活用するなどして消防職員として任命する、又は消防職員との併任を行うことにより、消防職員たる身分を有することで消防法に基づく「救急隊」として活動することが可能である。また、一般職員についても、消防職員と同様に、救急隊員の資格に関する総務省令に定める一定の講習を修了した場合も消防法に基づく「救急隊」として活動することが可能であるこの場合において、「救急隊員の教育訓練の実施、強化について」等に基づき、日常の訓練及び再教育により救急隊員の資質を維持向上することに留意が必要である。 このような措置により、住民の安心安全を確保し、活力に満ちた町づくりを行うことを目的とする。	那賀町の未常備消防区域内に限って、傷病者を搬送する「救急業務」を実施する隊員として、「救急隊員」たる「町職員」（ただし、「救急隊員」に課した「応急処置」が可能となるよう、技術取得のための研修や実習を、身近な消防学校や消防本部で受講した者「準救急隊員（仮称）」）で構成する「準救急隊（仮称）」を傷病者搬送に従事させ、「救急業務」を実施する。 提案理由: 那賀町は、県土の6分の1を占める山間部の過疎地域で、現在の消防事務に関する業務量、厳しい財政状況、今後も減少していく人口動態を鑑みると「常備消防体制」の整備は困難であることから、「救急隊」の搬送に代わるものとして、町が地域の実情にあわせて工夫を凝らし独自の「傷病者搬送」を行っている。 しかしながら、「救急隊」が搬送中に行う「応急処置」は常備消防の「救急隊」を前提に制度が構築されていることから、町が「傷病者搬送」を行う場合、限られた「応急処置」しか行えず救命率を高める対策を早急に講じる必要がある。 このための措置として、住民の安心安全を確保し、活力に満ちた町づくりを行うことを目的とする。	C	—	「上司の指揮監督による組織としての活動」及び「応急処置」の水準について明らかでないとのことでしたが、これらについては別添の補足資料のとおり考えていますので、再度ご検討いただくようお願いします。 また、町職員と消防職員との併任を行うことにより、消防法に基づく「救急隊」として活動することが可能であるとのことであるが、「町職員と消防職員との併任」とは、町の組織内での一般職員と消防職員との併任という理解で正しいのか確認したいと思います。詳細は別添の補足資料のとおりです。こちらについても回答ください。よろしくお願いします。	C	—	今回の特区提案は、消防職員に限定している救急隊員の資格要件を緩和し、消防職員以外の一般職員であっても救急隊員として、消防法に基づく救急業務を実施することを可能としようとするものである。 この消防法に基づく救急業務については、国民の生命身体を災害、事故等から守り、国民の安全を確保する業務であるため、消防法等により高度な質が担保された救急隊が、消防機関の一員として、当該消防機関の長の一元的な指揮統率のもで、当該区域における消火活動や救助活動との密接な連携を取りつつ実施する必要がある。 貴町から提出された別添の補足資料によると、今回の特区提案では、貴町の担当課長や救急隊長による指揮命令によって救急業務を実施することとされているが、消防機関の長の一元的な指揮統率の下で、消火活動や救助活動との密接な連携を取った消防機関における救急業務と同様の救急業務を実施することが担保されないため、特区として対応が可能とはいえない。 また、消防職員については、消防本部及び消防署におくこととされており、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命することとされている。海部消防組合の規約上、同組合が那賀町における救急業務を担当することとされているため、同組合の消防職員として併任することとなる。	C	—	1065010	那賀町	徳島県	総務省 厚生労働省
040140	議員報酬の強化等による自治体における議会内閣制型政府形態の試行	地方自治法第92条、96条、97条、112条	◆地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄） 第92条二項　普通地方公共団体の議会の議員は、普通団体及び普通団体長と兼ねることができない。 十　普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項 に規定する短時間勤務の職をおくの議員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。 第96条一項　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 一　条例を制定又は改廃すること。 二　予算を定めること。 三　決算を認定すること。 四　法律及び政令に規定するもの外、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。 五　その性質上その議会の議決に付すべき公共的事件 六　法令によりその議会の議決に付すべきこと。 七　条例中に、その議会の議決に付すべき事件を定めること。 八　地方公共団体に関する事件で議会の議決に付されたもの 九　前二号に定めるもの之に準ずるもの 十　議会の運営に関する事件 十一　法令に基づいてその議会の議決に付すべきこと。 第97条二項　議会は、その議決事件を定める場合を除く外、議長、副議長及び議長の選挙に関する特別の定めをなすことができる。 三項　普通地方公共団体の長は、議会の議決事件について、その議会に対し、その議決を求めるに当つて、その議決すべき事件の案を提出しなければならない。 四項　普通地方公共団体の長は、その議会の議決すべき事件について、その議会に対し、その議決を求めるに当つて、その議決すべき事件の案を提出しなければならない。 五項　普通地方公共団体の長は、その議会の議決すべき事件について、その議会に対し、その議決を求めるに当つて、その議決すべき事件の案を提出しなければならない。 第112条一項　普通地方公共団体の議会の議員は、議案を提出することができる。 二項　議案を提出するには、その議案を提出するに当つて、その議案を提出するに当つて、その議案を提出するに当つて

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040170	地方独立行政法人に係る公務員型から非公務員型への移行の簡素化	地方独立行政法人法第８条第３項	地方独立行政法人法第８条第１項第５号において、定款に「特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別」を規定することとされており、同条第３項において、この規定事項は変更することができないとされている。	地方独立行政法人法では特定地方独立行政法人（公務員型）と一般地方独立行政法人（非公務員型）の法人区分変更は認められていない。 法人区分についての定款変更の規制を緩和し、公務員型から非公務員型への移行を認める。	①現状 大阪府立病院機構は組織マネジメントの強化や地域医療へのより一層の貢献を進めるため、公務員型から非公務員型への移行を目指している。 ②問題点 府立病院機構は医療観察法病棟の指定を受けるため、公務員型として設立されたが、現在は省令改正により非公務員型でも医療観察法病棟の運営が可能となっている。 しかし、地方独立行政法人法では公務員型から非公務員型への移行は認められていないため、一旦公務員型法人を解散させた上で、再度非公務員型法人として設立する方法をとらざるを得ない。この方法では診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることになるので、非公務員型への移行は困難となる。国の独立行政法人と非公務員化する際は個別に法律改正を行っており、解散・新設の手続きをとる必要がないが、地方独立行政法人のみ解散・新設する必要性について、合理的な根拠がある場合は、具体的に示されたい。 ③解決策 公務員型から非公務員型への定款変更を認める。 ④効果 非公務員化により、柔軟な給与制度の構築が可能となり、優秀な医療人材の確保ができるなど、病院機構の組織マネジメントの強化が図られるとともに、地方公務員法上の規制がなくなるため、病院機構の職員が企業や大学との共同研究に従事しやすくなり、新しい医薬品や医療機器の開発への貢献が期待できる。	C	I	地方独立行政法人の設立に当たり、労働基本権の制限を伴う特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとするため、特定地方独立行政法人か否かの別について定款を変更することはできないこととしている。 特定地方独立行政法人か否かの別を定款で定めることとするのは、職員の身分関係はもとより事務運営のあり方、個々の職員の処分等に関わる極めて重要な要素であることにかんがみ、設立団体が安易に判断することがなされることがないよう、定款の必要的記載事項とすることにより、慎重な手続を担保するためであり、国と地方で制度が異なっているところ。	お提案者からの意見及び補足資料の内容を踏まえ、再度検討し回答されたい。 なお、回答にあたっては、国と地方の制度が異なる合理的な根拠を明確に示されたい。	国の特定独立行政法人が一般独立行政法人に移行する際、個別に法律改正が行われるため、解散、新設の手続きは必要とされていない。 一方、特定地方独立行政法人が一般地方独立行政法人（以下「非公務員型法人」という。）に移行するには、一旦、法人を解散、解散するしか方法がない。その場合、診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることになるので、事実上、非公務員型法人への移行が出来ない状況にある。このため、大阪府としては、定款変更による非公務員型法人への移行を可能とするよう特区提案をしたものである。 定款変更による移行が可能となった場合でも、地方独立行政法人を設立する場合と同様に、地方議会の議決と総務大臣の認可が必要とされており、慎重な手続が担保されている。 しかしながら、国の独立行政法人は個別法の改正により非公務員化が可能であるにも関わらず、地方独立行政法人には定款変更を認めず、非公務員化を認めていない。このことについて、合理的な根拠を具体的に示されたい。	F	I	特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとしているという地方独立行政法人法第8条第3項の趣旨に加え、大阪府立病院機構を非公務員化する理由として掲げられた指定医療機関に係る省令改正について、医療観察法第16条の規定との関係につき厚生労働省と平成23年度中に協議を終え、その結果を踏まえ対応する。 なお、国と地方の制度が異なる理由は、第1次回答のとおりである。	お提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	府立病院機構においては、府域の医療水準のさらなる向上に向け、非公務員型法人への早期移行をめざしており、目標年次を平成２４年度当初と設定している。 今回示されたスケジュールでは、府立病院機構の非公務員化が大幅に遅れ、診療機能、患者サービス向上への取り組みが遅れる恐れもあることから、貴省におかれてはスケジュールを前倒しされるよう、再度検討されたい。 なお、医療観察法に基づく指定医療機関等に関する省令改正については、すでに他府県における適用事例もあり、厚生労働省からは本件にも適用できる旨の回答も得ている。	F	I	特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとしているという地方独立行政法人法第8条第3項の趣旨に加え、大阪府立病院機構を非公務員化する理由として掲げられた指定医療機関に係る省令改正について、医療観察法第16条の規定との関係につき厚生労働省と平成23年度中に協議を終え、その結果を踏まえ対応する。		１０８３０１００	大阪府	大阪府	総務省